

3 全体会議

(1) 報告事項（令和2年度基調提案を受けて）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12ページ

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長期にわたる臨時休業や分散登校など、これまで誰も経験したことのないような学校生活の中で、心理的な不安から体調不良に陥り、不登校傾向につながった児童生徒も少なくないと考えられます。

加古川市教育相談センターでは、そんな中、既存のサポート体制を軸にして、迅速で的確な寄り添いができるよう支援体制を強化し、増員等人的体制も整備しつつ、学校内および教育相談センターを中心に児童生徒への支援を行ってきました。

今年度も、子どもの自己有用感を豊かに膨らませるサポートになるよう、事業展開を行っていきます。とりわけ、喫緊の課題として挙げられる不登校児童生徒数の増加に対しては、その受け入れとなる適応教室（わかば教室）の拡充を目指すとともに、民間フリースクール等との積極的な連携を目指していきたいと考えています。

(2) 協議事項

① 加古川市青少年健全育成基本方針（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・14ページ

青少年を取巻く環境の変化は著しく、ケータイ・スマホの急激な普及によるコミュニケーション環境の変化は、ネット依存、SNSを介した犯罪、誹謗中傷等のいじめ問題の発生など、深刻な社会問題となっています。さらに昨年度からの長期にわたるコロナ禍において、子どもたちの心理的なストレスにつながる要因は看過できず、よりきめ細やかな配慮が不可欠であります。

このような中、次代を担う大切な子どもを守るために、子どもたち一人ひとりの心に寄り添う取り組みを推進するとともに、「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」に基づき、自他の命を大切にすところ豊かな子どもの育成に努めていきます。加えて、「学校運営協議会」及び「学校園連携ユニット」を積極的に活用し、学校園・家庭・地域が連携と協働を図り、地域総がかりで青少年が健やかに育つことのできる環境づくりに取り組みます。

② 青少年健全育成重点施策の概要（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・16ページ

青少年の健全育成に携わる行政関係課は、基本方針のもと、学校園、家庭、地域をサポートしていく責務があり、関係諸機関・諸団体との有機的な連携を図りながら、「重点目標」に向けて、「1 青少年施策の推進体制の充実」の他7つの基本目標を掲げ、「(1) 青少年施策の総合調整」の他24の施策を展開します。

なお今年度、機構改革に伴い、昨年度までの「社会教育・スポーツ振興課」は2課に分かれ、「社会教育課」と「スポーツ・文化課」として業務にあたっております。

③ 青少年健全育成に関わる組織図について・・・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ 議案書のとおり

④ 青少年健全育成に関する各所管担当事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・18ページ 施策に対する青少年健全育成に関する各所管担当事業は以下のとおりです。

青少年育成課

いじめ問題、不登校対策の一環として、「4 家庭教育支援相談事業」では、昨年度の平日の午後は学校からの緊急派遣要請に応じて心理相談員を派遣する相談体制の拡充に続き、今年度は教育相談センター内に学校支援ソーシャルワーカーを配置して福祉的な側面からのサポート体制を整備しました。「5 不登校児童生徒適応指導事業」では、適応指導教室「わかば教室」の利用登録する児童生徒数が50名にものぼり、教育相談センター適応教室相談員が社会的自立と再登校を支援するため個別指導や学習支援を行っています。また、「6 メンタルサポート事業」では、不登校傾向のある児童生徒への心理面を支援し、「7 学校生活適応推進事業」では、「(1)学校生活に関するアンケート（アセス）の実施」、「(2)心の相談アンケートの実施及び教育相談の推進」を行い、児童生徒の心の状態を早期に発見し、早期に対応するために今年度も実施します。

さらに、複雑多様化する児童生徒の問題に対して「9 スクールソーシャルワーカー活用事業」では、社会福祉士等を学校に派遣し、「10 スクールサポートチーム活用事業」では、チーム構成員のそれぞれの専門性を活用した助言等により学校を支援します。

児童生徒の問題行動については、現在子どもたちによる、蟻集・刑法犯等は減少傾向にありますが、問題行動が低年齢化しています。昨今の児童生徒のスマホ所持率の上昇に加え、コロナ禍におけるネット依存など、SNS上のトラブルが増加の傾向にある中、スマホ等を所持することにより新たな問題行動が発生しています。新たに事業化したネットパトロールでの見守りとともに、従前より各学校で実施している情報モラル教育のより一層の充実を図ります。

社会教育課

社会教育、家庭・地域教育の分野において、各種事業を実施していますが、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しながら、「1 地域コミュニティ活性化の推進」として、「(1)世代間交流学習会の開催」を、「4 総合的な放課後対策事業「放課後子ども総合プラン」の推進」として、「(1)児童クラブの運営」や「(2)放課後子ども教室の実施」を開催していく予定です。また、公民館事業として、乳幼児からシニアまで幅広い世代を対象とした各種教室等事業を計画しています。

学校教育課

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら実施可能な活動を見つけ、工夫して教育活動に取り組んでいます。また、「7 兵庫型体験活動の推進」の「(2)自然学校推進事業の実施」や「(4)トライやる・ウィーク推進事業」の各体験事業については、「協力することの大切さ」を実感するとともに、「感謝の心」を育むことを目的に、縮小して実施することとしています。

学びの保障については、学校の実情に応じて柔軟なカリキュラムの編成を行い、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、取り組んでおります。また、新たな生活様式を取り入れながら、児童生徒がいきいきと学校生活を送ることができるよう、児童会・生徒会活動や学級活動及び学校行事等について、各学校において工夫しながら実施しております。

なお、市全体で実施する「12 心の絆プロジェクト事業」及び「13 いじめ防止啓発事業」については、「いじめ防止市民フォーラム」及び「加古川教育フォーラム」を含め、実施する予定とし、準備を進めております。

刻々と変わる状況の中、子どもにとっての安心・安全な教育活動の推進を最優先に考え、学校と連携して教育活動を進めていきます。

教育総務課

市立幼稚園 16 園において、幼稚園教育要領に則り、安心・安全で学びのある教育を提供するとともに、「4 一時預かり事業の推進」や在宅の子どもとその保護者を対象とした「3 子育て支援事業の推進（ふれあい保育、すこやか子育て相談）」を実施しています。

昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭においても感染症対策の徹底や外出自粛により心理的なストレスを抱えている保護者、園児が存在すると考えられます。健康観察や子育て相談等により、園児、保護者の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に取り組んでいきます。

幼児保育課

市立保育所 3 園と、市立認定こども園 3 園を設置・運営するとともに、私立の保育所や認定こども園など 67 施設（認定こども園 26、私立保育所 17、小規模保育事業所 18、事業所内保育事業所 6）に教育・保育に要した費用として給付費を支給し、0 歳児から 5 歳児までの子どもに対する教育・保育を実施しています。

また、「2 地域子ども・子育て支援事業の実施」として、通常の保育時間を超えて保育を実施する「(1)延長保育事業」、一時的に保育が必要となった場合に保育を実施する「(2)一時預かり事業」、病気の回復期に至っていない児童や病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かる「(3)病児・病後児保育事業」など多様な保育ニーズに応える事業を実施するとともに、障がいを持つ子どもを受け入れる「3 障がい児保育事業の実施」を行っています。

前年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、登園自粛や保護者の職種等を限定した特別保育により規模を縮小した保育を実施しましたが、今年度は感染状況や国、県の方針等を踏まえて行事を中止・縮小するなど、感染症対策を講じながら通常保育を実施しています。

家庭支援課

「1 要支援家庭への支援」では、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら、引き続き要保護児童対策地域協議会を通じての見守りや相談を継続し、児童虐待の早期発見や抑制を図ります。養育困難家庭には、「(3)子育て家庭ショートステイ事業」や「(4)養育支援訪問事業」を活用し、養育力の育成・向上や、養育上の課題や負担の軽減を図ります。また、令和 4 年度の「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向け、今年度中に心理担当支援員を配置し、体制整備を図ります。

「2 子育て支援の推進」では、従来の児童手当・児童扶養手当に加え、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援策として、低所得の世帯に対する国の臨時特別給付金の支給を行います。

また、母子・父子家庭が自立した日常生活が営めるよう、母子・父子自立支援員による各種相談支援を行うとともに、修学や就業支援にかかる給付金の支給や貸付などを行います。

こども政策課

「1 子ども・子育て支援の推進」については、令和 2 年 3 月に策定しました「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、引き続いて事業を実施しています。令和 4 年度には、保育ニーズ等の調査を実施し、当該計画の保育等の供給量とニーズとの乖離を検証しながら、必要に応じて中間見直しを行う予定です。

「2 地域子ども・子育て支援事業の実施」については、加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ、志方児童館は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部利用制限のうえ開館しています。また、東加古川子育てプラザについては、令和 4 年 4 月に東加古川市民病院跡

地に移転し、公民館等を含めた複合施設としてリニューアルします。地域の子育支援拠点として、より魅力的で親しみのある施設となるよう、関係各課と準備を進めています。

また、ファミリーサポートセンターの会員相互の子育て支援活動については、感染拡大に留意いただきながら利用を継続しています。

高齢者・地域福祉課

「1 加古川市民生児童委員連合会」では、民生児童委員（388名）、主任児童委員（19名）、民生児童協力委員（744名）が連携し、青少年の健全育成に係る個別相談を行うとともに、地域での見守り体制を支援しています。

具体的な取り組みとして、「(1) 育成支援標語及びポスターの募集」や「(2) 地域福祉標語等の募集」では、スローガンとなる標語を広く市民から募集し、前年度の特選作品については、短冊を作成し市内各施設に掲示しています。ポスターについては、前年度の標語の優秀作品をスローガンとして市内中学生から募集し、優秀な作品を掲載した啓発ポスターを作成し、市内の各施設及び病院等に掲示する事業を予定しております。

スポーツ・文化課

スポーツ推進の分野において、各種事業を実施していますが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、所管する事業のほとんどが中止となりました。今年度は、感染症対策を講じて実施する予定で事務を進めている状況です。

「1 スポーツ・レクリエーション活動の推進」の「(2) スポーツライフセミナーの開催」及び「2 スポーツ事業の実施」の「(4) 障がい者スポーツの普及啓発」のための体験会の開催など、幅広い世代の市民が交流、参加できる機会を提供することで、青少年の健全育成を図っていきます。

人権文化センター

今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響で、大規模なイベントが一部中止となりましたが、各種事業についてはコロナ感染防止を徹底し、可能な範囲で実施していくこととしています。通年実施している「1 人権教育啓発の推進」の「(1) 人権を大切にす市民運動の実施」は、特に8月を強化月間としており、それに向けて「(2) 人権啓発標語・キャッチコピー・ポスター・人権マークの募集」を小・中学生対象に実施しているところです。

映画を通じて幅広い世代の方に人権への理解を深めていただく「(4) かがわハートフルフェスタの開催」も中止となり、今年度は青少年へのアプローチがこれまでのように実施できない状況ですが、平成30年度より開設している「人権相談専用ダイヤル」で悩み事を相談できる体制を整えています。

加古川警察署

加古川警察署では、昨年に引き続き新型コロナウイルスの情勢に配慮しながら、少年非行防止活動として街頭補導活動を署内各課連携の上、積極的に実施していき、要保護児童の発見や悪質性の高い福祉犯の取締りを強化すると共に、関係機関と連携し立ち直り支援活動を併せて推進していきます。

また、薬物乱用やインターネット上での被害防止のための各種広報啓発活動等についても、関係機関と連携し実施していきます。

(3) 基調提案について 24 ページ

家庭支援課では、虐待を受けている支援対象児童の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関が子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していけるよう、関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）」を設置しています。要対協では、支援対象児童の適切な支援にかかる情報の交換のもと、支援内容に関する協議を行います。要対協の運営は、家庭支援課が中心となり、関係機関等相互の連携や役割分担の調整を行います。単に形式的な会議の場とすることなく、情報の交換や支援内容の協議を適切に行い、効果的な支援につなげられるよう運営に取り組みます。

また、本市では、令和4年度から「子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）」を設置することとしています。支援拠点では、地域の資源を有機的につないで、年齢による切れ目を生じさせることなく、継続的に支援を行うことが求められています。この地域の資源は、要対協を構成する関係機関そのものであり、支援拠点の役割の一つに要対協の活用があげられています。今後、支援拠点の整備とともに要対協を中心とした関係機関の連携をより一層深め、コロナ禍において児童虐待が潜在化することがないように、適切に状況把握を行い対象児童への支援につなげてまいります。